

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園改修工事完了に伴う家屋調査業務委託	No.5200293
工（納）期	令和4年5月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	4,400,000円（消費税込み）	

契約相手方	大和航空株式会社  (法人番号：1010501007285)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	荒川遊園改修工事完了に伴う家屋調査業務委託
指名業者 (案)	名称 大和航空株式会社 所在地 東京都台東区根岸3丁目3番18号 代表者 代表取締役 近藤 眞通
特命理由	<p>本件は、荒川遊園改修工事に伴う事前家屋調査を実施した家屋に対して、工事被害を与えたかどうかを正確に判断する資料を得るために、家屋等の状況を調査するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、平成30年12月に荒川遊園改修工事を開始して以来、平成31年3月、令和元年7月及び10月に、工事業者の下請けとして家屋調査を実施しており、これまでの調査内容を把握している唯一の事業者である。</p> <p>今回の家屋調査は、工事終了後に前回調査結果と比較して工事の影響を調査するものであり、前回調査事業者が調査内容及び調査方法を統一して実施することにより最も正確な調査結果が得られる。また、家屋内部の調査も実施するため、相手方のプライバシーを保護するためにも、調査会社を変更することは望ましくない。</p> <p>上記業者は、過去3回の調査において、対象住民とスケジュール調整及び調査を円滑に実施している。</p> <p>また、家屋調査を含む補償コンサルタント業務を主な業務として実施している企業であり、他の自治体工事においても多くの請負実績があることから、本件においても円滑かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)